

教育等の振興に関する施策の大綱 改訂案について

平成29年1月

高知県教育委員会

1. 教員同士が学び合う仕組みの強化.....	1
2. 若年教員の資質・指導力の向上.....	2
3. 教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保.....	4
4. 高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援.....	8
5. 放課後等における学習支援の強化.....	9
6. チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応.....	9
7. 保護者に対する支援の充実.....	11
8. 地域との連携・協働の深化.....	12
9. 幼児教育の充実の加速化.....	12
10. スポーツ競技力の向上.....	14
11. その他の重要事項.....	14

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント ＜第2回、第3回総合教育会議資料抜粋＞	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
教員同士 が学び合 う仕組み の強化	<p>(具体的な取り組み)</p> <p>①教員の負担軽減のために、部活動の方について見直しを進めたり、事務職員や外部人材の配置について検討を進めたりする。</p> <p>②管理職や主幹教諭のリーダーシップを強化し、教科会を効果的に実施できるようするために、組織力向上エキスパートや指導主任による訪問指導を充実していく。</p> <p>③新しい「タテ持ち」研究校における主幹教諭や教科主任の指導力を向上させるために、既に研究をしている「タテ持ち」研究校に学ぶシステムを構築するとともに、教育センターや教育事務所等と連携して、各校のOJT機能の強化を図る。さらに、課題となっている数学の教科会のレベルを上げるために、数学のスーパーバイザーをチームリーダーとして位置付けた「授業力向上チーム」を編成して指導に入るなど、訪問指導の強化を図る。</p> <p>④中山間小規模学校の教員による教科会や授業研究等が、より効率的・効果的に行われるネットワーク体制や仕組みについての研究を推進する。</p>	<p>【基本方向1】 チーム学校<小・中学校></p>	30	2-(1) 学力向上に向けて 教員同士が学び合う仕組みの構築	追加	<p>「タテ持ち」を導入している中学校における教科会等の内容を充実していくために、主幹教諭や教科主任などのミドルリーダーとなる教員の育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問指導の充実 学校組織力向上エキスパート等による訪問指導の充実 ・集合研修実施 <ul style="list-style-type: none"> ①主幹教諭連絡会 実施回数：年6回 ②研究協議会 実施回数：年2回 ・エリア別研修 <ul style="list-style-type: none"> ①エリア別教科主任会 実施回数：年2回 対象：国語・数学の教科主任 ②他校との交流 実施回数：年3回 対象：主幹教諭・管理職 <p>資料2-2 p.1参照</p>
			31	2-(2) 教員の教科指導力を 向上させる仕組みの構築	⑤修正	<p>同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。また、小規模の中学校において異なる教科を担当する教員がチームを組み、日常的に授業について協議し合う仕組みについて研究を進めます。学校内だけでは授業力の向上に向けた取組が十分できない中山間地域の小規模校等において、近隣の小規模校同士が連携し授業研究等の活性化を図るネットワークを構築します。</p>	
					⑥修正	<p>数学を担当する教員の授業力の向上を図るため、専門力の高いスーパーバイザーを招へいし、教育事務所及び高知市教育委員会に配置している数学専任の指導主任とチームとなって、新たに配置し、数学担当教員への訪問指導、支援を強化します。</p>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	基本方向	P	対策群	改訂案		平成29年度における対応予定
						修正・追加の内容	
若年教員の資質・指導力の向上	<p>OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時の任用教員等に対する研修を強化する。</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <p>①若年教員をOJTで効果的に育てるための人事異動の在り方を人事異動方針の中で明確にし、運用する。</p> <p>②管理職研修や10年経験者研修等において、若年教員のOJTによる効果的な育成に関する研修を強化する。</p> <p>③若年教員の配置校研修が効果的に行われるよう、本人や学校の指導体制について指導・助言に当たる「若年教員育成アドバイザー」を拡充する。</p> <p>④採用候補者名簿登載者に対する研修を平成28年度より先行的に実施し、次年度以降も拡充して実施する。</p> <p>⑤臨時の任用教員、時間講師に対する研修について、教員服務に関する内容を含めて充実を図るとともに、メディア教材を活用するなどして、全ての者が受講できるようにする。</p> <p>⑥教科の「タテ持ち」の拡充や中山間小規模学校の教員による教科会や授業研究等が、より効率的・効果的に行われるネットワーク体制や仕組みについての研究を推進する。(再掲)</p>	<p>【基本方向1】チーム学校 <小・中学校></p>	31	2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	③修正	<p>本県における授業のスタンダードを明示した冊子を全教職員に配付し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することにより、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。</p> <p>また、急増する若手教員の指導力の向上を図るために、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。(新対策に記述を移行)</p>	<p>・若年教員育成アドバイザーの配置拡充 (4人→8人 新規アドバイザーについては新たに教育事務所に配置)</p> <p>資料2-2 p.3 参照</p>
			27	1-(1)の後に追加 若年教員の資質・指導力の向上	【概要】追加	<p>教員の大量退職・大量採用の時期を迎える、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができない状況もあります。</p> <p>このため、OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時の任用教員等に対する研修を強化します。</p>	
					追加	<p>若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。</p>	
					追加	<p>若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。(対策2-(2)から移行)</p>	<p>・教員採用候補者への研修の実施(集合研修、レポート作成、e-Learning等)</p> <p>・臨時の任用教員及び時間講師を対象としたe-Learningの実施</p> <p>資料2-2 p.3 参照</p>
					追加	<p>全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時の任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。</p>	
					追加	<p>管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。</p>	<p>・教頭研修において実施する課題解決研修のテーマの1つに若年教員の育成に関する事項を設定</p> <p>・中堅教諭等資質向上研修においてコーチング等の内容を追加</p> <p>資料2-2 p.3 参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
若年教員の資質・指導力の向上(続き)	【基本方向1】チーム学校<高等学校・特別支援学校>	40	1-(1)の後に追加 <u>若年教員の資質・指導力の向上</u>	【概要】	教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。	<p>このため、OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時の任用教員等に対する研修を強化します。</p>	
				追加	若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。		・教育センターの若年教員研修担当の体制強化
				追加	若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。		・「高知県授業づくりBasicガイドブック」や「OJTハンドブック」等の各種指導手引書を「若年教員必携」ファイルとしてまとめ、配付 資料2-2 p.3参照
				追加	全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時の任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。		・教員採用候補者への研修の実施（集合研修、レポート作成、e-Learning等） ・臨時の任用教員及び時間講師を対象としたe-Learningの実施 資料2-2 p.3参照
				追加	管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。		・教頭研修において実施する課題解決研修のテーマの1つに若年教員の育成に関する事項を設定 ・中堅教諭等資質向上研修においてコーチング等の内容を追加 資料2-2 p.3参照

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回・第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対象群	修正・追加の内容		
教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保	<p>学校、教職員や地域が担うべき役割を早期に明確化するとともに、教員の長時間労働の是正の在り方のほか、学校が行うべき教育指導に優先的に取り組めるようにするための学校のサポート体制の在り方について検討する必要がある。</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校事務の役割分担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員の役割分担の在り方を見直し、従来教員が行っていた業務のうち、準公金会計や公文書作成事務等の業務について、事務職員が担うことを検討する。そのため、本年度は県教育委員会において具体的な業務や手順の整理を行い、次年度は県立学校で試行できるよう準備を進める。市町村（学校組合）立学校においては実施に向け協議を行う。 ②部活動の負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な練習時間や休養日の設定など、望ましい運動部活動の推進のための県の方針を本年度中に示す。パンフレット「よりよい運動部活動の在り方（仮称）」（改訂版）の作成・配付については、国の動向を考慮しながら来年度行う。 ・本年度中に運動部活動支援員の派遣に関して、周知徹底及び運用の改善を行い、派遣の拡充につなげる。 ③ICT活用による校務負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・成績処理等の事務を効率化する校務支援システムの市町村立学校への普及に向けて、県教育委員会と市町村とで協議を行う場を設け、検討に着手する。 	<p>【基本方向1】 チーム学校＜小・中学校＞</p> <p>27 1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築</p> <p>38 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化</p>	<p>追加</p> <p>【概要】 修正</p> <p>①修正</p>	<p>教員の業務負担を軽減し、授業研究や児童生徒と向き合う時間の確保につなげるため、事務職員を加配し、教員が担っている業務のうち事務職員に移譲することが可能な業務及びそれを移譲することによる効果等について研究します。</p> <p>運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。 <u>他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうこともあります。</u> <u>このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減するのと同時に専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。</u></p> <p>技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。 <u>また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。</u></p>	<p>・中学校5校程度をモデル校に指定して、移譲可能な業務及び業務負担の軽減の効果を検証する。</p> <p>資料2-2 p.4参照</p>		
							<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携により協力可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じた外部指導者とのマッチングを実施 ・学校支援地域本部事業による部活動支援と連携し、学校支援ボランティアに対して部活動支援への参画を促進 <p>資料2-2 p.5参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保(続き)		【基本方向1】チーム学校<小・中学校>	38	4-(3) <u>運動部活動の充実と運営の適正化</u>	追加	<p>運動部活動における適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の望ましい在り方について県としての方向性を示し、パンフレットとして作成・配布することにより、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。</p>	・望ましい運動部活動の在り方を示したパンフレットを全ての中学校・高等学校に配布し、実践を徹底 資料2-2 p.5参照
		【基本方向1】チーム学校<高等・特別支援学校>	50	4-(3) <u>運動部活動の充実と運営の適正化</u>	【概要】修正	<p>運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。</p> <p>このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。</p> <p><u>他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうこともあります。</u></p> <p><u>このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減するのと同時に専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。</u></p>	
			①修正		<p>技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。</p> <p><u>また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。</u></p>	<ul style="list-style-type: none">・関係団体等と連携により協力可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じた外部指導者とのマッチングを実施・学校支援地域本部事業による部活動支援と連携し、学校支援ボランティアに対して部活動支援への参画を促進 <p>資料2-2 p.5参照</p>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回・第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P.	対策群		修正、追加の内容	
教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保(続き)		【基本方向1】チーム学校＜高等・特別支援学校＞	50	4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	追加	<u>運動部活動における適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の望ましい在り方について県としての方向性を示し、パンフレットとして作成・配布することにより、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。【再掲】</u>	・望ましい運動部活動の在り方を示したパンフレットを全ての中学校・高等学校に配布し、実践を徹底 資料2-2 p.5参照
		【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境を実現する	75	(4) 教育の情報化の推進	【概要】修正 追加	<u>こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるICTの効果的な活用を推進するため、教員のICT活用能力の向上を図るとともに、県立学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校におけるLANシステムの再構築等を推進します。</u> <u>市町村立学校における校務支援システムの普及に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について研究を行う場を設け、検討を進めます。</u>	・市町村立学校における校務支援システムの導入に関する研究会を開催し、先進事例における成果や課題、本県において導入する場合にクリアすべき課題等について研究 資料2-2 p.4参照
		【基本方向10】スポーツの振興	88	1-(4) 運動部活動の充実と運営の適正化	【概要】修正	<u>運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。</u> <u>このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。</u> <u>他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうことになります。</u> <u>このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減するのと同時に専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。</u>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正、追加の内容		
教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保(続き)		【基本方向10】スポーツの振興	88	1-(4) <u>運動部活動の充実と運営の適正化</u>	①修正	<p>技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。</p> <p>また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等と連携により協力可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じた外部指導者とのマッチングを実施 学校支援地域本部事業による部活動支援と連携し、学校支援ボランティアに対して部活動支援への参画を促進 <p>資料2-2 p.5参照</p>
					追加	<p>運動部活動における適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の望ましい在り方について県としての方向性を示し、パンフレットとして作成・配布することにより、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい運動部活動の在り方を示したパンフレットを全ての中学校・高等学校に配布し、実践を徹底 <p>資料2-2 p.5参照</p>
			92	2-(6) <u>運動部活動の充実と運営の適正化</u>	【概要】修正	<p>運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。</p> <p>このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。</p> <p><u>他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうこともあります。</u></p> <p><u>このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減するのと同時に専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。</u></p>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回・第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
教員の多忙化解消による子どもに向き合う時間の確保(続き)		【基本方向10】スポーツの振興	92	2-(6) 運動部活動の充実と運営の適正化	①修正	<p>技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。</p> <p>また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携により協力可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じた外部指導者とのマッチングを実施 ・学校支援地域本部事業による部活動支援と連携し、学校支援ボランティアに対して部活動支援への参画を促進 <p>資料2-2 p.5参照</p>
					追加	<p>運動部活動における適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の望ましい在り方について県としての方向性を示し、パンフレットとして作成・配布することにより、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備することなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組も進めます。【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい運動部活動の在り方を示したパンフレットを全ての中学校・高等学校に配布し、実践を徹底 <p>資料2-2 p.5参照</p>
高等学校における多様な生徒の社会的自立の支援	<p>生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会で通用する基礎的な学力や社会性を身に付けさせることのできる高等学校教育を、体系的に組織として実践する。(具体的な取り組み)</p> <p>①カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、社会に参画した時に最低限必要とされる基礎的な学力や社会性を育成するための教育課程モデルを本年度中に作成し、各学校で実践する。</p> <p>・教育課程モデルの周知のための研修会を実施し、実践を広げていく。</p> <p>・教育課程の実践とともに、卒業までを見通した社会性育成の取り組み及び各科目の履修内容の精選とシラバスの作成を進めめる。</p>	【基本方向1】チーム学校<高等学校・特別支援学校>	44	2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	追加	<p>生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立のための生徒支援プログラムをH28年度中に示し、習熟度別授業や学び直し科目的活用、学習内容の重点化などによる学力向上を推進。また、企業見学やインターンシップ等の体験的な活動を行い、社会性や目的意識を醸成 <p>資料2-2 p.6~8参照</p>
					追加	<p>生徒の多様な学力・進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけさせることができる仕組みを構築するために、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れながら、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだより効果的な教育プログラムを実践します。【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立のための生徒支援プログラムをH28年度中に示し、習熟度別授業や学び直し科目の活用、学習内容の重点化などによる学力向上を推進。また、企業見学やインターンシップ等の体験的な活動を行い、社会性や目的意識を醸成 <p>資料2-2 p.6~8参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P.	対策群	修正、追加の内容		
放課後等 における 学習支援 の強化	<p>(具体的な取り組み)</p> <p>①人材確保に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び場人材バンクや公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織を市町村教育委員会、学校へ紹介するなど一層の支援を行う。 ・大学のアルバイト紹介窓口への照会・斡旋の働きかけや、退職教員への声がけを行い、児童生徒への指導が可能な人材発掘を行うと同時に、高校生の有効な活用方法について学校と協議していく。 <p>②放課後等学習支援の内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に各校の補充学習の実施状況分析や効果的な方法についての事例収集を行い、より良い補充学習のあり方について市町村教育委員会や学校に対し、助言を行う。 ・授業から放課後まで一貫して支援できる放課後等学習支援員の配置を進めることとし、あわせて各学校の補充学習計画や実施状況のチェックと助言を行っていく。 	<p>【基本方向1】 チーム学校<小・中学校></p> <p>【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援</p>	<p>28</p> <p>56</p>	<p>1-(3) 外部・専門人材の活用</p> <p>2-(1) 放課後等における学習の場の充実</p>	<p>①修正</p>	<p>学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用を推進するとともに、退職教員への声がけ、大学生に参加してもらうための大学との連携、高校生に有効に活躍してもらうための検討を進めます。</p> <p>小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。</p> <p>また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、学習支援員を配置する場合には、授業から放課後までを一貫して担うものを配置することを基本として、の学習支援を担う学習支援員の配置も拡充します。</p> <p>さらに、一人一人の実態に応じた支援を行うために、効果的な指導方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学び場人材バンクや公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織を市町村教育委員会、学校へ紹介 ・退職教員への積極的な声がけ ・大学生・高校生との効果的な連携方法について学校と協議 <p>資料2-2 p.9参照</p>
チーム学 校による 生徒指導 上の諸問 題への対 応	<p>小中連携による情報共有を基盤としつつ、各学校において校内支援会や外部の専門人材・機関を活用した組織的な支援を充実することで、問題行動への早期対応ができるようとする。</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <p>園・校内の組織的な早期の対応</p> <p>①各学校において支援が必要な児童生徒に対する外部専門人材を活用した組織的な校内支援会を定期的に行うことを行っている。それを支援するために心の教育センターの体制をさらに強化して指導主事やSCを派遣する。</p> <p>②同じ児童が複数回暴力行為を行った際</p>	<p>【基本方向1】 チーム学校<小・中学校></p>	<p>35</p>	<p>3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築</p>	<p>①修正</p>	<p>欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により児童生徒や家庭の状況を早期に把握すること、また、学校内で発生した暴力行為が更に深刻な事態に至らないよう、暴力行為に至る経緯や要因を早期に把握することを徹底します。その上で、把握された課題について校内において速やかに情報共有を行った上で、課題がある場合には、学校組織を挙げて課題の早期解決が図られるよう徹底します。</p> <p>また、教育相談機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学校のコーディネーター等を集めて、教育相談体制（チーム学校）の充実に向けた連絡協議会を開催し、不登校、暴力行為への対応について研修会を実施 ・生徒指導主事会（担当者会）において、適切な暴力行為への対応に関する内容を追加して実施 <p>資料2-2 p.10参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント ＜第2回、第3回総合教育会議資料抜粋＞	基本方向	P.	対策群	改訂案		平成29年度における対応予定
						修正、追加の内容	
チーム学校による生徒指導上の諸問題への対応 (続き)	<p>に、学校内で問題を共有することを徹底させる。さらに学校の対応だけでは解決できない場合は、県教育委員会が支援することができるよう体制を構築する。</p> <p>③生徒指導担当者会において、暴力行為への対応事例をもとにしたロールプレイと協議を中心とした研修を実施する。困難な事案にも各学校が組織として適切に対応できるよう、研修を受けた生徒指導担当者が自校で伝達研修を行い、教職員へ周知することを徹底させる。</p> <p>④各学校に配置しているSC等の外部人材を活用して教職員に対して発達障害の子どもへの対応等についての研修を実施していく。</p> <p>切れ目のない支援を行うための対応</p> <p>①中学校区内の保幼小中間で児童生徒情報を確実に引き継ぐことや、規律及び学習のルールを統一することなどの具体的な小中連携の取組について、計画的に実行に移すことを推進する。</p> <p>②園・学校や支援センター等に来られない子どもに対して、福祉をはじめとする関係機関と密接に連携し、継続した支援を行う。</p> <p>③心の教育センター及び市町村の教育支援センターに、SC、SSW等の配置をさらに拡充し、アウトリーチ型の支援体制を強化していく。</p> <p>家庭の教育力を向上させるための対応</p> <p>①子育てに関する保護者支援の場の構築や個別の支援が必要な家庭に対する支援を強化するなど、家庭の子育て力の向上を図る支援体制を強化する。(再掲)</p> <p>②SSW等の福祉的支援の充実や子育てに悩んでいる保護者が、養育について相談できる体制を強化していく。</p>	【基本方向1】 チーム学校<小・中学校>	36	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	②修正	教員の生徒指導力の向上を図るために、スクールカウンセラー等を講師として、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの適切な対応に資するための研修を、全教職員を対象に実施します。また、支援記録や今後の支援計画等を記載したシートを活用し、課題に応じた支援を行うことを推進します。	・スクールカウンセラー等の辞令交付式及び事業説明会、生徒指導主事会（担当者会）でスクールカウンセラーを活用した校内研修会の実施を要請 資料2-2 p.10参照
		【基本方向1】 チーム学校<高等・特別支援学校>	47	3-(3) 生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	③修正	管理職や関係職員およびスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等の組織を定期的に開催し、その校内支援会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にも参加してもらい、専門的な視点も加えた上で、学校全体での組織的な対応を強化します。	・校内支援会の実施に向けてのリーフレットを作成し、市町村教育委員会、学校に生徒指導主事会（担当者会）等の研修会を通して配付し、説明 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学校のコーディネーターを集めて、教育相談体制（チーム学校）の充実に向けた連絡協議会を開催し、校内支援会の組織的な実施に向けての研修を実施 資料2-2 p.10~12参照
					①修正	配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、管理職や関係教員、スクールカウンセラーなどを構成員として定期的に開催する校内支援委員会において、スクールカウンセラー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定しにおいて対応等を検討し、個別の指導計画を作成するとともに、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。	・校内支援会の実施に向けてのリーフレットを作成し、市町村教育委員会、学校に生徒指導主事会（担当者会）等の研修会を通して配付し、説明 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学校のコーディネーターを集めて、教育相談体制（チーム学校）の充実に向けた連絡協議会を開催し、校内支援会の組織的な実施に向けての研修を実施 資料2-2 p.10~12参照

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	基本方向	P	対策群	改訂案		平成29年度における対応予定
						修正・追加の内容	
保護者に対する支援の充実	<p>子育てに関する保護者支援の場の構築や個別の支援が必要な家庭に対する支援を強化するなど、家庭の子育て力の向上を図る支援体制を強化する。 (具体的な取り組み)</p> <p>①子育てに関する保護者支援の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者や子育て経験者、子育て世帯等の交流を通じて、地域の親育ち支援をするような場の確保を図る。 ・就学前の子どものいる保護者が必ず出席する就学時健診等の機会を捉えて、講話を実施し参加者を増やす。 <p>②保育者の親育ち支援力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の質向上ガイドラインや職歴に沿った人材育成指標を活用した園内研修、教育センターでの研修等において、保育者の親育ち支援力の育成・強化を図る。 <p>③個別の支援が必要な子どもや家庭に対する支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の支援を行うための家庭支援推進加配保育士の配置の拡大に向けて、市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、潜在保育士の活用を増やす。また、家庭支援推進加配保育士による支援内容を充実していく。 ・入学前の子どもや保護者への入学準備や生活指導等、活動範囲を拡大する SSW の配置を進める。 ・市町村に小学校教員OBや園長OB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を進める。 ・全市町村に、いずれかの支援者（加配保育士・コーディネーター・SSW）の配置を促し、個別の支援体制を充実していく。 	<p>【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援</p>	62	5-(1) 保育者の親育ち支援力の強化	③修正	<p>保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たすことができるよう研修等を充実させます。また、中核となる保育者同士が情報交換や地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域ブロック内で交流を深める取組を支援し、<u>交流を通して培われた知見を基に、全ての保育所・幼稚園等において中核となる保育者が園内の保育者を対象に研修を行ふことを促進します。</u></p>	
				63	5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	①修正	<p>保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方にについて保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。</p> <p>また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、<u>保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。</u></p>
				63	5-(3) 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実	②修正	<p>配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進加配保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【再掲】</p>
						<p>厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターと、家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進加配保育士の配置を拡充します。</p> <p><u>家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士の活用を増やします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士の配置の拡充 (H28: 36人 → H29: 64人) <p>資料2-2 p. 13 参照</p>
						<p>地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心とし、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援します。保護者のニーズが高い短時間の一時預かりにも対応できるよう、高齢者や子育て世代の交流とともに一時預かりも可能な多機能型保育の設置を進めるなど、地域の人材を活用して子育て支援を行う仕組みをつくります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能型保育施設の拡充 保育所等での子育て交流の場づくり。 (H28: 3ヶ所 → H29: 調整中) <p>資料2-2 p. 15 参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント ＜第2回、第3回総合教育会議資料抜粋＞	基本方向	P	対策群	改訂案		平成29年度における対応予定
						修正、追加の内容	
地域との連携・協働の深化		【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	58	3-(1) 地域全体で子どもを見守る体制づくり	③修正	地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく <u>取組を進めます。またとともに、全ての学校支援地域本部の活動に民生・児童委員の参画を得ることを目標と促すなどして、地域や福祉関係機関との連携・協働による子どもの見守り体制づくりを推進します。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育実践交流会でのPTA活動の実践発表及び各社会教育関係団体との横のつながりを強化 ・保幼小中高が連携しやすい防災を共通テーマとした県PTA研究大会の開催(保幼小中高PTA連合体連絡協議会で、読み聞かせ運動や学校支援地域本部の取組での縦の連携の必要性を確認済) <p>資料2-2 p.16参照</p>
		【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	82	(3) 子どもも大人も学び合う地域づくり	追加	<u>より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動に反映させる形をつくることで、「学校支援地域本部」の活動を、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開していきます。</u>	
幼児教育の充実の加速化	(具体的な取り組み) ①管理職等に対するガイドラインの周知・徹底 ・県内各地域で開催する説明会のほか、高知県幼保推進協議会や教育センターでの管理職研修等において周知・徹底を図る ・保育所・幼稚園等に幼保支援アドバイザーが訪問し、ガイドラインの適正な活用方法について助言する。 ②保幼小の円滑な接続に向けた市町村及び小学校・保育所・幼稚園等への指導・助	【基本方向3】 就学前の教育・保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	67	(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	②修正	策定したガイドラインの周知・徹底を図るために、県内各地域で説明会を開催するほか、市町村等の園長代表者会や教育センターでの管理職研修等において説明し、活用を促進します。また、その説明や幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図り、全ての園において活用されるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の質向上ガイドライン説明会の開催(5会場) ・高知県幼保推進協議会での説明 ⇒各市町村等の園長代表者への周知 ・県教育センターで実施する管理職研修における説明及び活用の促進 ⇒園長・教頭等への周知 ・ブロック別研修等における説明 ⇒全県的に展開 ・アドバイザーや指導主事による園での支援 <p>資料2-2 p.17参照</p>

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〈第2回・第3回総合教育会議資料抜粋〉	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対象群	修正・追加の内容		
幼児教育の充実の加速化(続き)	言の充実	【基本方向3】就学前の教育・保育環境の整備	68	(4)保幼小の円滑な接続の推進	【概要】修正	教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、市町村の <u>保幼小接続期実践プランカリキュラム</u> の作成を促進するとともに、その実践を支援します。	
						①修正 各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版 <u>保幼小接続期実践プランカリキュラム</u> を作成します。その上で、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、地域の実態に応じた市町村の接続期 <u>実践プランカリキュラム</u> の作成を促進するとともに、その実践を支援します。なお、接続期 <u>実践プランカリキュラム</u> が完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。	
						②修正 各市町村において作成された接続期 <u>実践プランカリキュラム</u> に基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。	
					③修正 各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、市町村教育委員会や小学校長を対象に接続期 <u>実践プランカリキュラム</u> 等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県版保幼小接続期実践プラン※の策定(10月予定) ※5歳児後半のアプローチカリキュラムと入学後のスタートカリキュラムを合わせた接続期カリキュラムに加え、児童と幼児の交流や教職員同士の交流・連携、保護者への働きかけを含めたもの ・高知県版保幼小接続期実践プランについての説明会の開催(3会場) ・市町村教育委員会・保育主管課等への個別支援⇒全市町村の接続期実践プランの作成及び実践の促進 <p>資料2-2 p.17 参照</p>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〈第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〉	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対象群	修正、追加の内容		
スポーツ競技力の向上	<p>競技力向上に向けた拠点づくりと優秀な指導者の受入れを行う。 (具体的な取り組み)</p> <p>①高等学校の中からスポーツ強化校(仮称)を指定し、集中的な育成・強化を行う。</p> <p>②スポーツ医・科学の拠点の整備を検討する。</p> <p>③競技者又は指導者として優秀な実績を有する人材を受け入れる。</p>	【基本方向1】チーム学校 <高等・特別支援学校>	38	4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化	追加	ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。	・県立高等学校にスポーツ強化校を指定し、外部指導者の派遣や優秀な指導者の活用を促進 資料2-2 p.18参照
			91	2-(4) 指導者の資質向上と優秀な指導者の招へい・受入れ	②修正	各競技団体や中・高等学校体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組を広げます。また、日本代表チームや海外チームの招へい等を通して、あるいは学校の運動部活動を重点的に強化するための体制強化の一環として、県外の優秀な指導者に本県スポーツに関わってもらう機会の増加や移住を含めた本県への受入れに向けた取組を進めます。	・県立高等学校にスポーツ強化校を指定し、外部指導者の派遣や優秀な指導者の活用を促進 資料2-2 p.18参照
			92	2-(5) スポーツ医・科学の効果的な活用	③修正	現在、スポーツ医・科学をサポートする拠点としては、県立青少年センターがあり、各種専門測定機器やトレーニング機器を一定整備していますが、県内全域をサポートするためには、スタッフの数や専門性、施設・設備面に課題があります。このため、拠点施設の整備を検討するとともに、当面青少年センターの専門スタッフの配置を拡充するなど、スポーツ医・科学面からのサポートをより充実させるための環境整備を進めます。	・スポーツ医・科学の拠点施設を整備することを検討 ・青少年センターにスポーツ医・科学の専門性を有するスタッフを配置拡充 資料2-2 p.18参照
				2-(6) 運動部活動の充実と運営の適正化	追加	ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。【再掲】	・県立高等学校にスポーツ強化校を指定し、専門指導者の配置や活動費の支援などによる集中した育成・強化を促進 資料2-2 p.18参照
その他の重要事項		【基本方向1】チーム学校 <小・中学校>	27	1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	⑤修正	学校事務の機能を強化するため、県内全域に市町村における学校事務の共同実施組織の設置を促進を拡大することで、学校事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。	・未設置市町村を訪問し、共同実施組織の推進に係る協議会の設置を促す。 ・「共同実施組織の事務長及び総括主任連絡協議会」(6月・11月開催)において、教員の多忙化解消に向けた取組の推進についての事例報告・成果普及を行う。

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
その他の重要事項 (続き)		【基本方向1】 チーム学校 <小・中学校>	29	1-(4) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	追加	<u>特別支援学級や、発達障害等のある児童生徒が一部の授業についてのみ障害に応じた特別な指導を受けるための場である通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、それらの場において特別支援学校教員や理学療法士、言語聴覚士などの専門家を活用することを進め、指導・支援の充実を図ります。</u>	
		【基本方向1】 チーム学校 <小・中学校>	31	2-(2) 教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	【概要】 修正	<p>グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、「何を知っているか」にとどまらず「何ができるようになるか」を意識した指導へと発展させていくことが学びの量とともに、その質や深まりが重要であり、子どもたちが物事についての深い理解しや課題の発見から解決までの過程を実現する能力を身に付けることができるよう、「何を学ぶか」という学習内容とともに、「どのように学ぶか」という学び方にも着目して、不断の授業改善を図っていく必要があります。</p> <p>そのためには、児童生徒に基礎的な知識・技能を習得させるとともに、実社会や実生活との関連を図って、地域の人的・物的資源を活用するなどしながら、自ら課題を見出し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、主体的・協働的に物事の本質を探究したりしていくような学習活動を行うことが大切です。</p> <p>平成29年●月に告示された(P)学習指導要領には、以上のような本県の児童生徒の学力の課題に対応するためには、こうした時代の要請を踏まえ、これからを生きる子どもたちに身に付けさせるべき能力・態度、それを育成するための学習内容や指導方法が記されており、その内容した学習指導要領等を十分に理解した上で、授業研究・研修をすることや、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくことが必要です。こうしたことは、今後増加していく若手教員の育成のためにも不可欠なことです。</p> <p>このため、O f f - J TやO J Tの充実、授業スタンダードの徹底、探究的な授業づくりの推進、授業研究等の活性化など、教員の教科指導力を高める機会を充実させます。</p>	

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
	基本方向	P	対策群	修正、追加の内容		
その他の重要事項(続き)	【基本方向1】チーム学校<高等・特別支援学校>	43	2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	追加	<u>発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するため、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業についてのみ、障害に応じた特別な指導を受ける通級指導の導入に向けて取り組みます。</u>	・「高等学校における通級による指導導入事業」(仮称)を実施。通級指導教室設置予定校において校内体制や教育課程等を検討 ・国立特別支援教育総合研究所が実施する「通級による指導に関わる指導者研究協議会」(年3回各2日間の連続型研修)へ派遣し、担当者の専門性の向上及び高等学校における通級による指導の理解推進を図る
	【基本方向1】チーム学校<高等・特別支援学校>	43	2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進	【概要】修正	<u>高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力などを生かして主体的に考える力の育成が十分ではありませんでした。《小・中学校》の対策2-(2)で述べたことと同様に、高等学校においても課題の発見から解決に至るまでの主体的・協働的な深い学習の過程を実現することが求められています。</u> <u>このため、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果等を発表・交流できる機会の充実に、チーム学校として組織的に取り組みます。</u>	
	【基本方向2】厳しい環境にある子どもたちへの支援	52	1-(1) 保護者に対する啓発の強化	②修正	<u>教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。</u> <u>また、多くの保護者の参画を得るとともに、保幼小中高を通じて連携した活動が活発化していくための関係者の取組を支援することにより、PTA活動を活性化させます。</u>	・社会教育実践交流会でのPTA活動の実践発表及び各社会教育関係団体との横のつながりを強化 ・保幼小中高が連携しやすい防災を共通テーマとした県PTA研究大会の開催(保幼小中高PTA連合体連絡協議会で、読み聞かせ運動や学校支援地域本部の取組での縦の連携の必要性を確認済)

「教育等の振興に関する施策の大綱」の改訂案について

	強化・見直しのポイント 〔第2回、第3回総合教育会議資料抜粋〕	改訂案					平成29年度における対応予定
		基本方向	P	対策群	修正・追加の内容		
その他の重要事項(続き)		【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境を実現	72	(1)南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進	①修正	学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。 <u>その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策も含めて取り組みます。</u>	・県立学校のコンクリートブロック塀等改修工事の実施（～H30年度） ・県立学校体育館の非構造部材等の実態調査及び設計・工事の実施（～H31年度）
		【基本方向9】文化芸術の振興と文化財の保存と活用	85	2-(1)高知城の保存管理と整備の推進	①修正	高知城は、多くの建造物が建築後200年を超え、昭和の解体修理からも60年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、早急な対策が必要な追手門東北矢狭間塀の修復など高知城の <u>引き続き適切な維持修繕に取り組みます。むとともに、南海トラフ地震に備えるための取組を進めます。</u>	・重要文化財建造物について、緊急性の高い箇所から計画的に修繕を実施 ・南海トラフ地震に備えて、石垣や建造物について計画的に調査を実施